

今週のトピックス

税務・会計

みなし役員も職務執行期間が必要

役員報酬について事前確定届出給与により損金算入するためには、株主総会等の決議によりその役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合の当該決議日から1ヵ月を経過する日、あるいは職務執行を開始する日から1月を経過する日までに事前確定届出給与に係る届出を税務署に提出するのが原則です。会社法上の役員ではないが、税務上役員とみなされる社長の妻についても、職務執行期間を定めておかなければ事前確定届出給与の損金算入は認められません。

「見せ金」の資本金

会社を設立するにあたり資本金が必要になりますが、この資本金を一時的にどこかから工面してきてこれを資本金として銀行に払い込み、すぐに引き出すようなケースがあります。会社法上の是非はともかくとして、この場合、税務署から何らかの指摘を受ける可能性が高いので資本金の扱いには注意が必要です。

30万円未満の資本的支出

新減価償却制度上、30万円未満の資本的支出については少額減価償却資産の特例は適用できません。但しその資本的支出が実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、少額減価償却資産の特例の規定の適用があります。

経営

会社を守る！労務リスク対策セミナー

残業代不払い、解雇、セクハラ、パートへの社会保険適用、過労死等、企業を取り巻く労務に関する諸問題が、世間に多く取り沙汰されています。その結果として生じるのは企業信用の失墜、時間・経費のロス。労務市場の売り手市場化、労働相談機関の増加など、労務に関する環境変化に伴い、労務リスクも拡大しています。本セミナーにて中小企業をとりまく労務リスクを学び、自社を守るべく、事前にその対策を講じましょう。

9月25日(火)14時から。

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14072.html

人・もの・カネ

自動車税の滞納者に電話催告

埼玉県では自動車税の滞納者に対して9月3日から電話催告を始めており、10月31日まで実施します。今年で2回目。電話催告の対象者は、滞納者のうち、電話番号が分かっている、前年度以前の自動車税やその他の県税に滞納がない者約4万人。催告しても納税しない場合は財産の差押えをするそうです。昨年度は催告の結果、納付約束額2億8千万円の実績をあげています。

ニュースな日々

「工事契約会計基準(案)」を公表

工事契約会計基準案は、これまで工事契約の収益認識として選択適用が認められてきた工事進行基準と工事完成基準の並列関係を見直し、工事進行基準を原則とする措置。工事進行基準の適用要件を明確にし、その要件を満たせば工事進行基準を、満たさなければ工事完成基準を適用することを定めています。基準の対象は、工事契約と受注制作のソフトウェア。
http://www.asb.or.jp/html/document/s/exposure_draft/kouji-keiyaku/

おすすめの1冊

ホームレス中学生

麒麟・田村裕(著)

麒麟・田村のせつなく面白い貧乏生活がついに小説に！中学生時代の田村少年が、ある日突然住む家を無くし、近所の公園に一人住むようになる超リアルストーリー。ダンボールで飢えを凌ぎ、ハトのエサであるパンくずを拾い集めた幼き日々から、いつも遠くで見守ってくれていた母へ想いが詰まった、笑えて泣ける貧乏自叙伝。

蒲田行進曲

つい先日遅めの夏休みを頂き沖縄に行って来ました。日常のせわしなさから離れ、時間がゆっくり流れているリゾートの雰囲気は心身共にリフレッシュさせてくれました。もっとも、子連れだったので心身共に疲れて帰ってきましたが・・・。

三尾会計事務所
東京都大田区西蒲田6-37-11
TEL:03-3730-7231
FAX:03-3730-7233
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>